

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
172	④	<u>利息の発生日・金銭消費貸借の日付</u> を遅らせる更正（登研457号）	<u>利息の発生日及び金銭消費貸借の日付</u> を遅らせる更正（登研457号） ※抵当権者にとって不利益となる。利息に関する定めのない抵当権の金銭消費貸借の日付だけを遅らせる更正であれば、どちらに利益・不利益かが判然とせず、抵当権者を登記権利者とするものと考えられる（不動産登記実務の視点ⅢP378参照）。